中小企業海外市場開拓支援事業(デジタル化サポート枠)　実施要領

第１　趣旨

この要領は、中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱第16の規定により、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2　申請条件

　　　当年度において中小企業海外市場開拓支援事業の採択を受けていないこと。

第3　対象事業等

対象事業は、当年度4月1日から2月末日までの間に実施する下表の事業とし、複数事業による申請は認めないものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業 | 条件 |
| 海外向け販売促進媒体作成 | 【デジタル販促ツール作成費】・Webサイト、SNS広告、デジタルカタログ、動画等のデジタルツールに限るものとし、紙媒体は対象外とする。・対象期間中に作成業者等に発注し、納品を受けること。・日本語の媒体制作料は支援対象外とするため、日本語の媒体と同時に作成する場合は外国語媒体の経費を明確にした上で申請すること。・海外市場開拓を目的とする販促媒体に限るとし、インバウンド目的の販促媒体については対象外とする。・原則として２社以上の媒体制作業者から見積書を入手すること。ただし、明確な理由があり（公社）静岡県国際経済振興会が適当と認めた場合は、単独の見積書でも可とする。その場合は、当該媒体制作業者を選定した明確な理由を、様式第１号中小企業海外市場開拓支援事業申請書の４に記載すること。・見積書は項目別内訳の記載があり、金額の根拠がわかるものであること。【海外向けオンライン広告作成・掲載】・対象期間中に発注し、掲載まで完了すること。 |
| 海外向けオンライン販売 | 【海外ＥＣモールへの出店】・対象期間中に出店を行うこと。・初回の出店に限るものとし、従前からの継続出店に関する費用は認めない。・出店に係る初期費用のみ対象とし、販売手数料など取引毎にかかる費用は認めない。・当該ECモールを選定した理由を、様式第１号中小企業海外市場開拓支援事業申請書の４に記載すること。【海外向けオンラインショップシステム（ＥＣサイト）構築】・対象期間中に業者へ発注し、システムを完成させること。・原則として２社以上の業者から見積書を入手すること。ただし、明確な理由があり（公社）静岡県国際経済振興会が適当と認めた場合は、単独の見積書でも可とする。その場合は、当該業者を選定した明確な理由を、様式第１号中小企業海外市場開拓支援事業申請書の４に記載すること。・システム構築または改良に係る初期費用のみ対象とし、販売手数料など取引毎にかかる費用は認めない。・見積書は項目別内訳の記載があり、金額の根拠がわかるものであること。【ＢtoＢマッチングサイト等への掲載・出展】・対象期間中に掲載・出展を行うこと。・初回の掲載・出展に限るものとし、従前からの継続掲載・出展に関する費用は認めない。・年会費、月額手数料等、継続的にかかる費用については、初回掲載・出展する年度の2月末までのみ対象とし、これ以降の分は認めない。 |

第4　支給対象経費

対象となる経費は、当年度4月1日から3月20日までの間に支払われるものとする。

下表に記載された経費のほか、公益社団法人静岡県国際経済振興会（以下「振興会」という。）が認める経費とする。なお、申請時に明記されていない経費は対象とならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 事 業 | 対象経費 |
| 海外向け販売促進媒体作成 | ・デジタル販促ツール作成費用・デザイン　　・企画料　　・動画制作費　・翻訳料・ホームページ作成費・海外向けWebサイト、SNS等デジタル広告作成費、掲載費等 |
| 海外向けオンライン販売 | 【海外ＥＣモール出店】・出店にかかる初期費用（商品登録や商品掲載に係る費用、出店代行に係る経費）、商品ページ作成費用、翻訳料、マーケティング費用（広告作成、SEO対策費用等）等【海外向けオンラインショップシステム（ＥＣサイト）構築】・システム構築または改良に係る初期費用、商品ページ作成費用、翻訳料、マーケティング費用（広告作成、SEO対策費用等）等【ＢtoＢマッチングサイト等への掲載・出展】・掲載・出展にかかる初期費用、年会費、月額手数料、マーケティング費用（広告作成、SEO対策費用等）等 |

第5　申請手続

要綱第6(1)②に記載のその他別に定める書類および申請期限は、次のとおりとする。

1. 申請書類（すべて日本語にて提出のこと）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共通 | 書類名 | 必要部数 |
| ・直近3ヶ年の決算書、個人の場合は直近3ヶ年の確定申告書 | 各１部 |
| ・会社案内 | １部 |
| ・本申請にて販路開拓を行う対象製品の内容がわかる資料（カタログ、パンフレット、ホームページの写し等）（Ａ４サイズ２枚まで） | １部 |
| ・申請する経費の明細がわかる見積書又は請求書或いは金額が確認できる資料 | １部 |
| ・申請時チェックリスト（SIBA所定の書式） | １部 |
|  | 海外向け販売促進媒体作成 | ・本申請にて作成しようとする販売促進媒体の概要がわかる資料（Ａ４サイズ２枚まで）・広告掲載の場合は、広告掲載を予定しているメディア、及びメディア媒体の資料（Ａ４サイズ２枚まで） | １部 |
| ・原則２社以上の媒体作成業者が発行した見積書（単独の見積書である場合は理由を申請書に明記）・広告掲載の費用明細がわかる資料 | １部 |
| 海外向けオンライン販売 | ・出店するECサイトの概要（運営会社情報、市場規模、顧客数、出店効果等）がわかる資料（日本語のもの）・海外向けオンラインショップシステム(ECサイト)構築の概要がわかる資料、原則2社以上の業者が発行した見積書(単独の見積書である場合は理由を申請書に明記)・掲載・出展するＢtoＢマッチングサイト等の概要がわかる資料 | １部 |

申請期限　当年度10月最終営業日(当日必着)

第6　実施報告

事業の効果（商談件数、成約件数、成約金額、その他販路開拓状況等）を、実施報告書(様式第４号)に詳細に記載すること。また、要綱第11に記載の別に定める書類は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 共通 | ・支払を証する書類。下記必須とする。申請時に明記されていない経費は対象とならないため添付しないこと。①請求書　　　②現金払の場合：領収証の写し③振込の場合：金融機関が発行する振込控の写し、インターネットバンキングの振込履歴の写し、通帳の該当箇所の写し④クレジットカードによる支払の場合：金額及び支払日がわかる明細⑤外貨建て支払の場合：外国送金明細の写し、支払日の為替レートが確認できる資料 |
|  | 海外向け販売促進媒体作成 | ・作成したデジタル販促ツール等の内容が確認できる資料・作成・掲載した広告の内容が確認できる資料 |
| 海外向けオンライン販売 | ・ECサイトへの出店が確認できる資料、オンラインショップ構築が確認できる資料、ＢtoＢマッチングサイト等への掲載・出展が確認できる資料（インターネットページの写し等）・売上状況やアクセス状況がわかる資料等 |

報告期限：実施後2週間以内（当年度2月最終営業日振興会着を最終期限とする）